

寒川町児童手当事務処理規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づく <u>児童手当等(児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。)</u> の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づく <u>児童手当</u>
～略～	～略～
(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)	(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)
第4条 町長は、施行規則第1条の4第1項の認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果を <u>児童手当・特例給付・認定・認定請求却下通知書</u> (第1号様式。以下「第1号様式」という。)により、請求者に通知するものとする。	第4条 町長は、施行規則第1条の4第1項の認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果を <u>児童手当認定・認定請求却下通知書</u>
～略～	～略～
(一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)	(一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)
第6条 町長は、施行規則第2条第1項の額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果を <u>児童手当・特例給付・額改定・改定請求却下通知書</u> (第3号様式。以下「第3号様式」という。)により、請求者に通知するものとする。	第6条 町長は、施行規則第2条第1項の額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果を <u>児童手当額改定・改定請求却下通知書</u>
～略～	～略～
(一般受給資格者に係る現況届の処理)	(一般受給資格者に係る現況届の処理)
第11条 町長は、施行規則第4条第1項の現況届の提出を受けたとき、又は <u>同規則第4条第3項</u> の規定により現況届の提出を省略させたときは、 <u>次により処理</u> するものとする	第11条 町長は、施行規則第4条第1項の現況届の提出を受けたとき、又は <u>同条第3項</u> の規定により現況届の提出を省略させたときは、 <u>当該届書の記載事項又は公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)</u> により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、 <u>当該届書又は公簿等による確認をもって当該</u>

_____。

(1) 当該届書の記載事項又は公簿等
(マイナンバー制度による情報連携を
含む。)により確認した情報等により
審査し、児童手当法施行令(昭和46年
政令第281号)第14条第1項又は第2項
の規定により認定の請求があったも
のとみなされる場合に該当すると認
めた場合にはその旨を、第1号様式に
より届出者に通知する。

(2) 当該届書の記載事項又は公簿等
(マイナンバー制度による情報連携を
含む。)により確認した情報等により
審査し、支給事由が消滅したものと
確認した場合には、当該届書をもっ
て当該手当の認定を取り消し、その
旨を児童手当・特例給付支給事由消
滅通知書(第5号様式。以下「第5号様
式」という。)により届出者に通知す
る。

～略～

(未支払請求書の処理)

第14条 町長は、施行規則第9条第1項の
未支払児童手当等請求書又は同条第2項
の未支払児童手当等請求書(施設等受給
者用)の提出を受けたときは、次により
処理するものとする。

(1) 当該請求書の記載事項等により審
査し、未支払の児童手当等を支給す
るものと決定したときはその旨を、
一般受給資格者に係る請求の場合は
未支払児童手当・特例給付・支給決
定・請求却下通知書(第7号様式。以
下「第7号様式」という。)により請
求者に通知し、施設等受給資格者に
係る請求の場合は未支払児童手当支
給決定・請求却下通知書(施設等受給
者用)(第8号様式。以下「第8号様
式」という。)により請求者に通知す

手当の認定を取り消し、その旨を児童
手当支給事由消滅通知書(第5号様式。
以下「第5号様式」という。)により届
出者又は受給者に通知する。

(削る)

～略～

(未支払請求書の処理)

第14条 町長は、施行規則第9条第1項の
未支払児童手当請求書又は同条第2項
の未支払児童手当請求書(施設等受給者
用)の提出を受けたときは、次により
処理するものとする。

(1) 当該請求書の記載事項等により審
査し、未支払の児童手当を支給す
るものと決定したときはその旨を、
一般受給資格者に係る請求の場合は
未支払児童手当支給決定・請求却下
通知書(第7号様式。以下「第7号様
式」という。)により請
求者に通知し、施設等受給資格者に
係る請求の場合は未支払児童手当支
給決定・請求却下通知書(施設等受給
者用)(第8号様式。以下「第8号様
式」という。)により請求者に通知す

る。

(2) (略)

(寄附に係る事務処理)

第15条 請求者又は受給者(以下「請求者等」という。)からの法第20条の規定による寄附の申出は、支払期月ごとの前月20日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附がされるものとする。

2 施行規則第12条の9に定める申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月ごとに請求者等に支給される児童手当等の額(法第21条又は法第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除した額)のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、町長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項に定める寄附が行われたときは、町長は、児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書(第9号様式)を請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

第16条 (略)

(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第17条 町長は、法第22条の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収(以下「特別徴収」という。)するときは、その旨を保育料特別徴収通知書(第13号様式。以下「第13号様式」という。)により特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

2 (略)

る。

(2) (略)

(寄附に係る事務処理)

第15条 請求者又は受給者(以下「請求者等」という。)からの法第20条の規定による寄附の申出は、支払期月ごとの前月20日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として寄附がされるものとする。

2 施行規則第12条の9に定める申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月ごとに請求者等に支給される児童手当の額(法第21条又は法第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除した額)のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、町長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項に定める寄附が行われたときは、町長は、児童手当に係る寄附受領証明書(第9号様式)を請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

第16条 (略)

(児童手当からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第17条 町長は、法第22条の規定に基づき、児童手当から保育料を徴収(以下「特別徴収」という。)するときは、その旨を保育料特別徴収通知書(第13号様式。以下「第13号様式」という。)により特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

2 (略)

3 特別徴収の額は、支払期月ごとに支給される児童手当等の額(法第20条の規定に基づく寄附金額を控除した額又は法第21条の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。)から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(支払)

第18条 児童手当等の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これを繰り上げるものとする。

2 町長は、児童手当等の支払いを行う場合には、一般受給資格者に係る支払いの場合は児童手当・特例給付支払通知書(第14号様式)により受給者に通知し、施設等受給資格者に係る支払いの場合は児童手当支払通知書(施設等受給者用)(第15号様式)により受給者に通知するものとする。

3 児童手当等の支払は、受給者が指定した金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。ただし、町長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

(支払の一時差止等)

第19条 町長は、法第10条の規定により児童手当等の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき若しくは法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めることとしたときは、その旨を一般受給資格者に係る場合は児童手当・特例給付支払差止通知書(第16号様式)により受給者に通知し、施設等受給資格者に係る場合は児童手当支払差

3 特別徴収の額は、支払期月ごとに支給される児童手当の額(法第20条の規定に基づく寄附金額を控除した額又は法第21条の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。)から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(支払)

第18条 児童手当の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これを繰り上げるものとする。

2 町長は、法第8条第4項ただし書の規定による支払を行う場合には、一般受給資格者に係る支払の場合は児童手当支払通知書(第14号様式)により受給者に通知し、施設等受給資格者に係る支払の場合は児童手当支払通知書(施設等受給者用)(第15号様式)により受給者に通知するものとする。

3 児童手当の支払は、受給者が指定した金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。ただし、町長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

(支払の一時差止め等)

第19条 町長は、法第10条の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき若しくは法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、その旨を一般受給資格者に係る場合は児童手当支払差止通知書(第16号様式)により受給者に通知し、施設等受給資格者に係る場合は児童手当支払差

止通知書(施設等受給者用)(第17号様式)により受給者に通知するものとする。

(処分の取消し)

第20条 町長は、児童手当等の支給についての認定、児童手当等の額の改定又は支払の一時差し止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとし、当該取消は、文書をもって請求者等に通知するものとする。

～略～

第1号様式(第4条、第11条関係)～第9号様式(第15条関係)

(別紙のとおり)

～略～

第13号様式(第17条関係)～第17号様式(第19条関係)

(別紙のとおり)

～略～

止通知書(施設等受給者用)(第17号様式)により受給者に通知するものとする。

(処分の取消し)

第20条 町長は、児童手当の支給についての認定、児童手当の額の改定又は支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとし、当該取消しは、文書をもって請求者等に通知するものとする。

～略～

第1号様式(第4条 関係)～第9号様式(第15条関係)

(別紙のとおり)

～略～

第13号様式(第17条関係)～第17号様式(第19条関係)

(別紙のとおり)

～略～

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の寒川町児童手当事務処理規則(次項において「旧規則」という。)の規定により使用されている様式は、この規則による改正後の寒川町児童手当事務処理規則の規定による様式とみなす。

(残存用紙の使用)

3 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。

（現行）
第 1 号様式（第 4 条、第 11 条関係）

様
寒川町長
児童手当 認 定 通知書
特例給付 認定請求却下
児童手当
年 月 日付で請求のありました については、
特例給付
とおり認定
次の しましたので通知します。
理由で請求を却下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。

認 定 に 関 す る 事 項	
1 支給対象児童数	（ 3 歳 未 満 ） 人
	（ 3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前 ） 人
	（ 中 学 生 ） 人
	計 人
2 区分	児童手当
	特例給付
3 手当月額	（ 3 歳 未 満 ） 円
	（ 3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前 ） 円
	（ 中 学 生 ） 円
	計 円
4 支給開始年月	年 月から
5 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備 考	

（改正案）
第 1 号様式（第 4 条関係）
年 月 日
様
寒川町長

認 定 通知書
児童手当 認定請求却下
年 月 日付で請求のありました児童手当については、
とおり認定
次の しましたので通知します。
理由で請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 に 関 す る 事 項	
1 支給対象児童数	（3歳 未 満 ） 人
	（3歳 以 上 ） 人
	（第 3 子 以 降 ） 人
	計 人
2 手当月額	（3歳 未 満 ） 円
	（3歳 以 上 ） 円
	（第 3 子 以 降 ） 円
	計 円
3 支給開始年月	年 月から
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備 考	

様

寒川町長

児童手当

認定

通知書（施設等受給資格者用）

認定請求却下

年

月

日付で請求のありました児童手当については、

とおり認定

しましたので通知します。

理由で請求を却下

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。

認 定 に 関 す る 事 項	
1 支給対象児童数	
(3 歳 未 満)	人
(3 歳 以 上)	人
計	人
2 手当月額	
(3 歳 未 満)	円
(3 歳 以 上)	円
計	円
3 支給開始年月	年 月から
4 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）	
5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）	
(※) 4及び5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由	
()	
備 考	

様

寒川町長

児童手当

認定

通知書(施設等受給資格者用)

認定請求却下

年

月

日付で請求のありました児童手当については、

とおり認定

しましたので通知します。

理由で請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 に 関 す る 事 項	
1 支給対象児童数	(3歳 未 満) 人
	(3歳 以 上) 人
	計 人
2 手当月額	(3歳 未 満) 円
	(3歳 以 上) 円
	計 円
3 支給開始年月	年 月から
4 支給対象児童の氏名及び生年月日(※)	
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由(※)	
(※) 4及び5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由	
()	
備 考	

4 支給対象児童の氏名及び生年月日

[illegible]

5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由

児 童 の 氏 名	生 年 月 日	理 由	児 童 の 氏 名	生 年 月 日	理 由

4 支給対象児童の氏名及び生年月日

[illegible]

5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由

児 童 の 氏 名	生 年 月 日	理 由	児 童 の 氏 名	生 年 月 日	理 由

様

寒川町長

児童手当 額 改 定 通知書

特例給付 改定請求却下

児童手当 請求、届出
特例給付 改定 額の改定については 職 権 により、次の
とおり 改定 しましたので通知します。
却下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。

額 改 定 に 関 す る 事 項		
1 改定後の支給対象児童数	(3 歳 未 満)	人
	(3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前)	人
	(中 学 生)	人
	計	人
2 区 分	児童手当	
	特例給付	
3 改定後の手当月額	(3 歳 未 満)	円
	(3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前)	円
	(中 学 生)	円
	計	円
4 改定年月	年 月 日から	
5 改定（増・減額）の理由	()	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由 ()		
備 考		

様

寒川町長

児童手当 額 改 定 通知書

額改定請求却下

児童手当 請求、届出
児童手当の額の改定については 職 権 により、次のとおり
改定 しましたので通知します。
却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 に 関 す る 事 項		
1 改定後の支給対象児童数	(3歳 未 満)	人
	(3歳 以 上)	人
	(第 3 子 以 降)	人
	計	人
2 改定後の手当月額	(3歳 未 満)	円
	(3歳 以 上)	円
	(第 3 子 以 降)	円
	計	円
3 改定年月	年 月 日から	
4 改定(増・減額)の理由	()	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由 ()		
備 考		

様

年 月 日

寒川町長

児童手当 改 定 通知書（施設等受給者用）

額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次の 職 権 改定 となりましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。

額 改 定 に 関 す る 事 項							
1 改定後の支給対象児童数	<table><tr><td>（ 3 歳 未 満 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>（ 3 歳 以 上 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	（ 3 歳 未 満 ）	人	（ 3 歳 以 上 ）	人	計	人
（ 3 歳 未 満 ）	人						
（ 3 歳 以 上 ）	人						
計	人						
2 改定後の手当月額	<table><tr><td>（ 3 歳 未 満 ）</td><td>円</td></tr><tr><td>（ 3 歳 以 上 ）</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>円</td></tr></table>	（ 3 歳 未 満 ）	円	（ 3 歳 以 上 ）	円	計	円
（ 3 歳 未 満 ）	円						
（ 3 歳 以 上 ）	円						
計	円						
3 改定年月	年 月 日から						
4 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）							
5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）							
（※） 4 及び 5 については、この通知書の別紙をご確認ください							
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項							
却下した理由 ()							
備考							

様

年 月 日

寒川町長

児童手当 額 改 定 通知書(施設等受給者用)

額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり 職 権 改定 となりましたので通知します。

却下
この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 に 関 す る 事 項							
1 改定後の支給対象児童数	<table><tr><td>(3歳未満)</td><td>人</td></tr><tr><td>(3歳以上)</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人
(3歳未満)	人						
(3歳以上)	人						
計	人						
2 改定後の手当月額	<table><tr><td>(3歳未満)</td><td>円</td></tr><tr><td>(3歳以上)</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>円</td></tr></table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円
(3歳未満)	円						
(3歳以上)	円						
計	円						
3 改定年月	年 月 日から						
4 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)							
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)							
(※) 4 及び 5 については、この通知書の別紙をご確認ください							
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項							
却下した理由 ()							
備考							

4 増額または減額の原因になる児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定(増・減額)理由

5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定の理由

4 増額または減額の原因になる児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定(増・減額)理由

5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定の理由

年 月 日

様

寒川町長

児童手当
支給事由消滅通知書
特例給付

児童手当
次のとおり の支給事由が消滅しましたので通知します。
特例給付

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

年 月 日

様

寒川町長

児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

(現行)

第 6 号様式 (第 12 条、第 13 条関係)

年 月 日

様

寒川町長

児童手当 支給事由消滅通知書 (施設等受給者用)

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え (取消訴訟) はこの通知を受けたことを知った日 (審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として (訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。) 提起することができます。

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

(改正案)

第 6 号様式 (第 12 条、第 13 条関係)

年 月 日

様

寒川町長

児童手当支給事由消滅通知書 (施設等受給者用)

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として (訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。) 、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

年 月 日

様

寒川町長

児童手当 支給決定 未支払 通知書 特例給付 請求却下

児童手当 支給 未支払 特例給付

年 月 日付で請求のありました未支払 児童手当 の支給 特例給付

支給することに決定 については、次のとおり しましたので通知します。 請 求 を 却 下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

年 月 日

様

寒川町長

支給決定 未支払児童手当 通知書 請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給 支給することに決定 については、次のとおり しましたので通知します。 請 求 を 却 下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
	却下の理由	

(現行)

第 8 号様式 (第 14 条関係)

年 月 日

様

寒川町長

支給決定
未支払 児童手当 通知書 (施設等受給者用)
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、

支給することに決定
次のとおり しましたので通知します。
請求を棄却

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に
神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴
え (取消訴訟) はこの通知を受けたことを知った日 (審査請求をした場合には、審査請求に対
する裁決があつたことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として (訴訟に
おいて寒川町を代表する者は寒川町長となります。) 提起することができます。

児童の氏名	住 所	支払の内容			却下の理由	
		支払期間	年	月分から 月分まで		
		支払金額	円			
		支払年月日	年	月		日
		支払方法				
		支払期間	年	月分から 月分まで		
		支払金額	円			
		支払年月日	年	月		日
		支払方法				
		支払期間	年	月分から 月分まで		
		支払金額	円			
		支払年月日	年	月		日
		支払方法				
		支払期間	年	月分から 月分まで		
		支払金額	円			
		支払年月日	年	月		日
		支払方法				

合計 円

(改正案)

第 8 号様式 (第 14 条関係)

年 月 日

様

寒川町長

支給決定
未支払 児童手当 通知書 (施設等受給者用)
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、

支給することに決定
次のとおり しましたので通知します。
請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事
に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の
翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として (訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、
処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、
その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があつ
た日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することがで
きなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請
求に対する裁決) があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消し
の訴えを提起することが認められる場合があります。

児童の氏名	住 所	支払の内容			却下の理由	
		支払期間	年	月分から 月分まで		
		支払金額	円			
		支払年月日	年	月		日
		支払方法				
		支払期間	年	月分から 月分まで		
		支払金額	円			
		支払年月日	年	月		日
		支払方法				
		支払期間	年	月分から 月分まで		
		支払金額	円			
		支払年月日	年	月		日
		支払方法				
		支払期間	年	月分から 月分まで		
		支払金額	円			
		支払年月日	年	月		日
		支払方法				
		支払期間	年	月分から 月分まで		
		支払金額	円			
		支払年月日	年	月		日
		支払方法				

合計 円

児童手当 に係る寄附受領証明書 特例給付

住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等)

金 円也

児童手当法第 8 条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当等のうち、上記の額を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

寒川町長

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

児童手当に係る寄附受領証明書

住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等)

金 円也

児童手当法第 8 条第 4 項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当のうち、上記の額を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

寒川町長

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

住所

氏名

様

年 月 日

寒川町長

保育料特別徴収通知書

児童手当法第 2 2 条の規定により、保育料の特別徴収額を次のとおり決定（変更）したので通知します。

1 対象児童

児童の氏名

2 徴収内容

児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年 6 月分	(円 月分保育料)	
年 1 0 月分	(円 月分保育料)	
年 2 月分	(円 月分保育料)	
年 6 月分	(円 月分保育料)	

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に寒川町に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日（上記の審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 6 カ月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。

住所

氏名

様

年 月 日

寒川町長

保育料特別徴収通知書

児童手当法第 22 条の規定により、保育料の特別徴収額を次のとおり決定(変更)したので通知します。

1 対象児童

児童の氏名

2 徴収内容

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年 4 月分	(円 月分保育料)	
年 6 月分	(円 月分保育料)	
年 8 月分	(円 月分保育料)	
年 10 月分	(円 月分保育料)	
年 12 月分	(円 月分保育料)	
年 2 月分	(円 月分保育料)	

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

寒川町長

児童手当
支払通知書
特例給付

児童手当
特例給付
の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

なお、第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により徴収される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

年 月 日

様

寒川町長

児童手当支払通知書

児童手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みますので通知します。

なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項(同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。)若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 6 項若しくは第 7 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

支払年月日 年 月 日

年 月 日

様

寒川町長

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

児童の氏名	生年月日	支払の内容		
		支払期間	年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年	月分から 月分まで
		支払金額	円	

合計 円

年 月 日

様

寒川町長

児童手当支払通知書(施設等受給者用)

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みますので通知します。

児童の氏名	生年月日	支払の内容		
		支払期間	年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年	月分から 月分まで
		支払金額	円	

合計 円

支払年月日 年 月 日

年 月 日

様

寒川町長

児童手当
支払差止通知書
特例給付

児童手当
次のとおり の支払を差し止めましたので通知します。
特例給付

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

年 月 日

様

寒川町長

児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

(現行)

第 17 号様式 (第 19 条関係)

年 月 日

様

寒川町長

児童手当 支払差止通知書 (施設等受給者用)

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え (取消訴訟) はこの通知を受けたことを知った日 (審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として (訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。) 提起することができます。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

(改正案)

第 17 号様式 (第 19 条関係)

年 月 日

様

寒川町長

児童手当支払差止通知書 (施設等受給者用)

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として (訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。) 、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで